

令和 7（2025）年度

東京大学大学院経済学研究科博士課程学生募集要項

教育研究上の目的

本研究科は、経済学・経営学での多様な分野において、広く豊かな学識の養成を基盤として、国際的な先端性をもつ学問研究に従事する研究者を育成するとともに、高度な専門知識を国際的視野のもとに実践的に駆使しうる人材を育成することを目的とする。

求める学生像

- ・ 経済学、統計学、地域研究、経済史（以上、経済専攻）、経営学、数量ファイナンス（以上、マネジメント専攻）のいずれかの学問領域における理論研究や実証研究を行う基礎的能力を有している人。
- ・ 経済学、経営学および近接領域の視野から、経済・社会で起きる現象を的確にとらえる分析力、論理的で明晰な思考力、などを身につけることができる人。
- ・ 経済学、経営学およびその近接領域の学問分野における新しい研究テーマや研究アプローチに挑戦し、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で未踏の道を切り拓いていける人。

入学者の選抜においては以下の点が問われる。

- ・ 志望コースに関する専門知識を修得し、優秀な修士論文を執筆していること。
- ・ 国際的な場でも活動しうるだけの外国語能力を具えていること。

1. 出願資格

以下の(1)～(11)のいずれかの要件を満たす者

- (1) 本学本研究科において令和 7（2025）年3月31日までに修士の学位を得る見込みの者
- (2) 本学他研究科において令和 7（2025）年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者
- (3) 本学において修士の学位又は専門職学位を得た者
- (4) 本学以外の日本の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び令和 7（2025）年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者^{注1)}
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により、修士の学位を授与された者及び令和 7（2025）年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 7（2025）年3月31日までに授与される見込みの者^{注2)}
- (7) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 7（2025）年3月31日までに授与される見込みの者
- (8) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 7（2025）年3月31日までに授与される見込みの者
- (9) 外国の学校、上記出願資格(7)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学において、大学院設置基準第16条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び令和 7（2025）年3月31日までに合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者^{注3)}
- (10) 日本の大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、日本又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び令和 7（2025）年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者^{注1) 注2) 注3)}
- (11) 個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、令和 7（2025）年3月31日において24歳に達しているもの^{注4)}

- 注 1) 上記 (4)、(10) の「日本の大学」とは、学校教育法第 83 条の定める日本国内の大学を示す。
- 注 2) 上記 (6)、(10) には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。
- 注 3) 上記 (9) 又は (10) の資格により出願しようとする者は、出願前に入学資格審査を行うので、出願に当たって本研究科事務部〔7 の (1) ウ〕に問い合わせること。
- 注 4) ① 上記 (11) に該当する者とは、上記 (1) から (10) に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。
- ② 上記 (11) の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類を、令和 6 (2024) 年 11 月 27 日 (水) (必着) までに本研究科事務部〔7 の (1) ウ〕に提出すること。提出書類等については、事前に問い合わせること。
- ③ 入学資格審査で修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。この審査の結果は、令和 6 (2024) 年 12 月 11 日 (水) 頃各自に通知する。

2. 募集人員

専 攻	コース	募集人員
経 済	経済学	} 27 名 *
	統計学	
	地域研究	
	経済史	
マネジメント	経営学	} 8 名
	数量ファイナンス	

募集人員は、経済専攻 27 名、マネジメント専攻 8 名とする。試験等の成績によっては入学許可者数が募集人員に達しない場合もある。

* 募集人員のうち、若干名については「経済学高度インターナショナルプログラム」特別選考で募集し、経済学コース所属とする。

3. 選抜方法

- (1) 第 1 項第 1 号による出願者の選考は、修士の学位論文の審査、修士課程の学業成績及び口述試験による。口述試験は、主として修士学位論文について行う。
- (2) 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号及び第 11 号による出願者の選考は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績及び口述試験による。口述試験は主として提出された論文について行う。ただし、口述試験は提出書類の審査に合格した者についてのみ行う。

4. 試験期日及び実施方法

- (1) 口述試験
 - ・実施日：令和 7 (2025) 年 2 月 18 日 (火)
 - ・実施方法：Zoom ミーティングを用いたオンライン方式で行う。
- (2) 口述試験受験資格者の発表

口述試験受験資格者の受験番号及び口述試験の詳細を、令和 7 (2025) 年 2 月 13 日 (木) 15 時以降別途周知するホームページに掲載する。

5. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格した者は、令和 7 (2025) 年 2 月 27 日 (木) 15 時以降別途周知するホームページ上で発表する。
- (2) 入学許可書は、合格発表後本人あてに郵送する。
- (3) 入学許可書を受け取った者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、3 月中の所定の期間内に必要な入学手続（入学料の納付及び入学手続書類の提出）を行うこと。所定の期間内に入学手

続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 第1項第1号による出願者（本研究科において令和7（2025）年3月31日までに修士課程修了見込みの者）に対しては、(2)、(3)について別の指示をすることがある。

(5) 入学時に必要な経費（令和7（2025）年度予定額）

（本学において令和7（2025）年3月に修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者に対しては入学料を徴収しない。また、日本政府（文部科学省）奨学金留学生に対しては入学料、授業料を徴収しない。）

入 学 料 282,000 円（予定額）

授業料 前期分 260,400 円（年額 520,800 円）（予定額）

注）上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願期間

令和7（2025）年1月6日（月）から1月7日（火）まで。

ただし、1月7日（火）までの消印があり、かつ、1月10日（金）17時までに到着したものまで受け付ける。

7. 出願手続

(1) 出願方法

ア. 出願は、郵送に限る。

イ. 郵送に当たっては、提出書類を一括して各自で用意した角形2号封筒に入れ、必ず**速達・書留郵便**とする。その際、封筒の表に「大学院経済学研究科博士課程出願書類」と朱書すること。

ウ. 送付先 〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学大学院経済学研究科事務部教務チーム大学院担当

Graduate Office

Graduate School of Economics

The University of Tokyo

7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

(2) 提出書類等

【本研究科において令和7（2025）年3月31日までに修士課程修了見込みの者】

（第1項第1号による出願者）

提出書類は、入学願書のみとする。また、検定料は、不要とする。

【上記以外】

（第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号による出願者）

ア. **入学願書**（ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの）

イ. **受験票**（ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの）

ウ. **検定料支払証明書**（A4サイズより小さいものは、ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に貼付して提出すること。）

エ. **写真2葉**（出願3ヶ月以内に撮影の正面上半身脱帽4×3cmのものを入学願書及び受験票に貼付して提出すること。）

オ. **返信用封筒**（長形3号の封筒に作成見本を参照のうえ出願者本人のあて名を記入し、410円分の切手を貼ること。日本国内の住所を記入すること。）

カ. **提出書類チェックリスト**（ホームページ掲載の本研究科所定の用紙）

キ. **成績証明書及び修了（見込）証明書** 1通 ➡

(成績証明書に修了(見込)年月日が記載されている場合は修了(見込)証明書の提出は不要)

ク. **研究計画書** 3部 ➡

詳細については補足説明書で指示する。

ケ. **修士の学位論文又はこれに代わるもの** 3部 ➡

コ. **論文要旨** 3部(2000字程度)(表紙に論文題目・氏名・志望コースを明記すること。)

サ. **日本語能力試験N1合格の証明書**〔外国人出願者は提出が必要。ただし、日本の高校、大学(大学院)を卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者、又は、日本に永住許可を得ている者(特別永住者を含む)は提出不要〕 ➡

シ. **参考業績** 1部(提出は任意)(参考業績が複数ある場合には、それぞれ1部ずつ) ➡

ス. **推薦書** ➡

推薦書の作成者は、指導教員又は志願者の学業や職務内容を判断できる者とする。

(3) 検 定 料 30,000 円

【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカードでの払込】のいずれかに限る。

いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となるので留意すること。

また、振込は令和6(2024)年12月16日(月)～令和7(2025)年1月7日(火)に行うこと。

ただし、本学の修士の学位又は専門職学位を得る見込の進学予定者(第1項第1号及び第2号)並びに外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。 ➡

【銀行振込の場合】

ホームページ掲載の所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(郵便局・ゆうちょ銀行不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)をホームページ掲載の所定の用紙に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

【コンビニエンスストア、ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行、クレジットカードでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院経済学研究科 検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。出願に必要な収納証明書等は大切に扱うこと。

8. 注意事項

- (1) 本要項の➡印を付けた部分については、募集要項補足説明書に提出書類の作成及び受験に当たっての注意等を記載しているので、必ず参照すること。
- (2) 出願期限までに所定の書類等が完備しない場合、あるいは、提出書類等に不備がある場合は、審査の対象としない。出願手続後どのような事情があっても、書類等の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 提出する学位論文はその「写し」で差し支えない。
- (4) 修士の学位論文に代わる論文は、なるべく最近のものであること。
- (5) 第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号による出願者には直接本人に受験票を郵送する。令和7(2025)年2月3日(月)までに到着しない場合は、必ず本研究科事務部〔補足説明書9. その他③問い合わせ先〕にその旨を連絡し、受験に必要な指示を受けること。
- (6) 官公庁、企業、団体等に在職のままで入学を希望する者は、定められたカリキュラムに従って学業に従事できるよう、入学手続の際に、「大学院に入学することに支障はない」旨の勤務先の承諾書(様式任意。証明者は上長であれば役職は問わない。)を提出すること。
- (7) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出

願時に本研究科事務部〔補足説明書 9. その他③問い合わせ先〕に申し出ること。

- (8) 外国人は、入学手続までに「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (9) 事情によっては、出願手続、試験期日等について、変更することがある。変更があった場合は、あらためて通知する。
- (10) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (11) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金等手続き、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (12) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (13) 提出書類における履歴等について虚偽の記載をした場合、ならびに選抜において不正行為が認められた場合には、合格後、及び入学後においても遡って合格、及び入学を取り消すことがある。
- (14) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。
従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ入学試験の選抜により最終合格しても、その後入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。

令和 6（2024）年11月